

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第1 保育所設置認可の指針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 認可申請に係る審査等</p> <p>保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。</p> <p>(1) 定員</p> <p>保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。</p> <p><u>ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> | <p>第1 保育所設置認可の指針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 認可申請に係る審査等</p> <p>保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。</p> <p>(1) 定員</p> <p>保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> |